

平成27年度学校監査意見要望及び対応状況

教育委員会

意見要望	対応状況
<p>(1) 服務・給与事務、契約事務及び会計事務については、指摘事項1から3までに示す事務処理ミスが複数校で見受けられた。これらの事務処理ミスが発生した原因は、担当者の引継ぎが不十分であったこと、事務処理マニュアル等の理解が不十分であったこと、スケジュール管理が不徹底であったこと、学校内におけるチェック体制が不十分であったことなどによるものである。</p> <p>学校運営においては、支障なく授業ができることが求められているが、併せて、上記の事務処理を正確に、効率的に、経済的に執行することも求められている。今回の監査で指摘等を行った事項は、各学校に共通する事務に関するものであるため、指摘事項等の情報を共有するとともに、これらの事務に関する各種の通知文や事務処理マニュアルについて繰り返し参照し、事務処理ミスの防止のため、必要な具体的方策を検討した上で、改善策に取り組まれない。</p> <p>(教育政策課、教職員・教育活動課、各学校)</p> <p style="text-align: right;">【教育政策課】 【教職員・教育活動課】</p>	<p>(1) 平成28年2月の合同校(園)長会、合同副校(園)長会で指摘を受けていることを改めて伝え、教育委員会と各学校とが連携して基本的な事務処理の適正化に取り組むべきことを確認した。</p> <p>複数校で指摘を受けたことを重く受け止め、ミスのあった事務処理を検証し、原因を確認した上で職員間での情報共有を図るとともに、学校への指導を行う立場にある教育委員会としても校務事務の手引き(区教育委員会作成)等を活用しながら、事務処理に必要な知識の習得に努め、各学校において適切な事務処理が執行できるよう組織的な取り組みを行っていく。</p> <p>また、区費職員の人事給与制度は複雑・多岐にわたり制度改正も度々行われていることから、事務担当者には常に最新の手引・マニュアルを当たり、不明な点は教育政策課・人事課への照会をするよう周知するとともに、人事課と連携し、学校事務担当者が間違えやすい点についての分析・対応を続けていく。</p>
<p>(2) 門扉に取り付けている電気錠については、学校における安全確保のため平成17年9月から来訪者確認システムを稼働し、使用しているところである。今回の監査では、複数の学校において、電気錠の誤作動や耐久性の面から管理に支障が生じたため修理を行っていることが確認できたが、修理を繰り返している学校もあり、各学校だけの対応では難しい状況がうかがわれた。</p> <p>教育委員会として、学校における安全確保の観点から電気錠の状態を確認し、必要な対策を実施されたい。(教育政策課、各学校)</p> <p style="text-align: right;">【教育政策課】 【学校施設計画課】</p>	<p>(2) 電気系統の対応については、専門的な判断が必要となるため、総務部施設課と協議し、技術的見解及び判断を求めながら、劣化等が顕著な施設から計画的に進めるなどの必要な対策を講じていく。</p>

(3) 理科準備室内における毒物劇物の管理については、校内での重大事故を未然に防止する観点から、教育委員会事務局教育指導課長から学校長宛てに「学校内に保管している薬品類、刃物類等の管理の徹底について（平成26年3月7日付け目教指第9103号）」により、毒物劇物危害防止規定、毒物劇物管理簿、自己点検表の標準様式を示して、その保管・管理を適切に行うよう通知しているところである。しかし、今回の監査では、毒物劇物の管理について指摘事項4に示す適切ではない事項が複数校で見受けられた。

各学校長においては、当該通知に基づき、毒物劇物の管理の重大性を教職員に十分に周知し、理解を図った上で、定期点検の確実な実施、使用記録の徹底と確認など、適切な管理に務められたい。

教育委員会として、引き続き毒物劇物の管理について各学校を指導し、適正な管理が行われるよう徹底されたい。（教育指導課、各学校）

【教育指導課】

(3) これまでも事故の未然防止の観点に立ち、人事異動に伴う引継ぎ漏れなどが起きないように年度末や年度当初、年度途中の校長会で周知し、また、折に触れ通知を行なうなど、継続的な指導を行ってきたところであるが、毒物劇物の管理の重大性を鑑み、引き続き適正な管理が行われるよう指導を徹底していく。